

議案第4号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

加西市長 西村 和平

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年加西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第18条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(審議資料)

会計年度任用職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、国家公務員に準じて会計年度任用職員の育児休業の取得要件を緩和することについて、所要の改正を行うもの。

**【概要】**

- ① 会計年度任用職員の育児休業及び育児時間休業の取得要件の緩和
  - ・「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義務付け
  - ・本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
  - ・育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置